

平成29年度 第2回 市川市環境審議会

議 事 録

平成30年1月30日(火)

I-linkルーム1・2(市川駅行政サービスセンター内)

## 1. 議 題

[報告事項]

- (1) 一般国道464号 北千葉道路(市川市～船橋市)の計画段階環境配慮書・構想段階評価書について
- (2) 市川市の戦略的環境学習について

## 2. 出席委員 13名

稲葉健二委員、秋本のり子委員、高坂進委員

青山博一委員、石原よしのり委員、久保川隆志委員

平原隆史委員、後藤政幸委員、小倉裕直委員

西原勝徳委員、石井利和委員

道下経枝委員、西山恵美子委員

## 3. 議事録 次ページ以降に掲載

環境政策課管理・調整グループ主幹

それでは、時間になりましたので、まだ、お見えになられていない委員もいらっしゃいますが、始めさせていただきます。改めまして、皆様おはようございます。

はじめに、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

先日資料を送付いたしましたものは、次第でございます。資料としまして、資料1 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）の計画段階環境配慮書・構想段階評価書について、資料2 市川市の戦略的環境学習についてでございます。

また、本日、お手元にご用意させていただきました資料といたしましては、6種類ございます。資料1-2 一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）計画段階環境配慮書【要約版】A3版、1枚です。

次に、資料1-3 一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）構想段階評価書【要約版】です。同じくA3版、1枚です。

続きまして、資料1-4 北千葉道路 環境アセスメント・都市計画変更手続きについて。

次に、資料1-5 一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）に係る計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）案となっております。

続きまして、資料2-2 市川市の戦略的環境学習について。

最後に冊子「未来ノート」であります。

以上、資料はおそろいでしょうか。不足があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、ここで定足数の確認をさせていただきます。本日の会議の出席状況ですが、大野委員、御代川委員、新井委員から「欠席」のご連絡をいただいております。

また、辰田委員が出席予定でしたが、まだお見えになっていらっしゃいません。従いまして、現在、13名の委員にご出席いただいております。「市川市環境審議会条例」第6条第2項において、「委員の半数以上の出席」と定められておりますことから、本日の会議は、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議でございますが、議題は、報告事項（1）一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）の計画段階環境配慮書・構想段階評価書について、（2）市川市の戦略的環境学習についてでございます。

市川市における審議会等の会議公開に関する指針に基づきまして、「公開」とすることによってよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、公開することになります。会長、公開でよろしいでしょうか。

平原会長

公開とします。

環境政策課管理・調整グループ主幹

なお、本日傍聴希望の方は、いらっしゃいません。今後、お見えになる可能性がございます。よろしくお願いいたします。

これからの会議の進行につきましては会長にお願いいたします。平原会長、お願いいたします。

平原会長

それでは、ただ今より平成29年度 第2回市川市環境審議会を開催いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

本日の議題は、報告事項の1番目、一般国道464号の議題、2番目の市川市の戦略的環境学習についてとなっております。

まず、1番目ですが、今回、正式に環境アセスメントの手続きに入っており、千葉県知事より市川市長に意見が求められております。

本日は、計画段階環境配慮書並びに構想段階評価書について千葉県から説明をいただくことになっております。この計画段階環境配慮書に対して市長の意見案について、市川市交通計画課から説明がございます。

議題第1番、一般国道464号北千葉道路の計画段階環境配慮書・構想段階評価書について千葉県より説明をお願いいたします。

千葉県都市計画課副課長

これからご説明いたします北千葉道路につきましては、今回、市川市の外環道から船橋市の国道16号までの延長約15キロメートルについて、県で都市計画変更手続きと併せまして、環境アセスメント手続きを行うことといたしました。

環境アセスメント手続きにつきましては、都市計画変更手続きと併せて進めることから、アセス法の規定によりまして、都市計画決定権者であります県の都市計画課が行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、配慮書の内容につきましては、事業を担当いたします県の道路計画課から説明させていただきます。

千葉県道路計画課主査

お配りした資料1のパワーポイントを印刷したものを用いまして、手続きの内容についてご説明させていただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

はじめに、事業の概要と目的についてご説明いたします。

北千葉道路は、常磐道と東関東道のほぼ中間に位置する千葉県北部に計画されている全長約43キロメートルの道路でございます。このうち、下の図面の中央の左側に鎌ヶ谷市がございしますが、鎌ヶ谷市から千葉ニュータウンを経まして、成田市間は開通済または事業中となっております。

図面の赤実線の部分が開通済の箇所、右側の方の破線の部分が現在事業中となっております。また、図面一番左側の市川市の外環道から鎌ヶ谷市間の約9キロメートルにつきましては、未事業化となっております、現在事業化に向けて、国、県、沿線市におきまして、道路構造などの検討を進めているところでございます。

事業の目的としましては、3つほどございまして、北千葉道路の整備によって成田空港など拠点への広域高速移動の強化、周辺道路の渋滞の緩和、災害時の緊急輸送ネットワークの強化などを目的としております。

2ページでございますが、現在の北千葉道路の検討中の道路構造についてご説明いたします。

まず、市川市から鎌ヶ谷市間につきましては、下段にあります整備イメージ②となりますが、一般部4車線と専用部4車線を併設する構造を検討しております。専用部の自動車専用道路につきましては、早期整備が可能な高架構造を基本的に考えております。

ただし、外環道に北千葉道路が接続する（仮称）北千葉JCTから約2キロメートルの範囲につきましては、外環道が掘割構造であることから、連続性等を踏まえまして、整備イメージ①のように北千葉道路の専用部も掘割構造を検討しております。

また、鎌ヶ谷市から船橋市間につきましては、一般部と専用部を併設する構造は変わりませんが、既に両側の外側に一般部4車線が整備済みであることから、一般部の内側に、整備イメージ③にあるように北総線の両脇に自動車専用道路の専用部を整備するという計画でございします。

船橋市から白井市間については、整備イメージ④にあるように、現在開通済みの千葉ニュータウン内と同じ様に、専用部を設ける予定であります。これについては、沿道とのアクセスをコントロールした一般道路として整備することを検討しております。

なお、ここに記載している構造等につきましては、現在検討中の状況ですので、今後の手続きにおけるご意見などを踏まえまして、構造等は決定していきたいと考えております。

3ページをお開きください。

現在の、都市計画決定の状況と手続きの関係についてご説明いたします。

図面にございます市川市から船橋市間の計画については、昭和44年に既に都市計画決定されております。先ほどご説明したように、市川市から鎌ヶ谷市までの約9キロメートルは未整備となっております。都市計画決定した当時は一般道路の計画でありましたが、今回、先ほどご説明したように、自動車専用道路を新たに設ける計画になっておりますので、都市計画の変更手続きが必要となっております。

環境アセスメントにつきましては、下段に書いてありますが、平成23年度に法改正が行

われまして、平成25年度から道路の位置や規模等の計画段階における配慮書手続きが創設されております。

また、これに併せまして、都市計画手続きについても、配慮書手続きと同時期に行う構想段階の手続きが追加されております。

今回、北千葉道路につきましては、一番下にありますが、一般国道4車線以上かつ10キロメートル以上となることから、環境影響評価法の規定によりまして、第一種事業に該当いたしますので、配慮書及び構想段階の手続きを行うこととなっております。

4ページをお願いいたします。

手続きの今後の流れについてご説明いたします。

ご覧のフローのように上側が環境アセスメント手続き、下側は都市計画手続きで、アセスと都市計画の手続きを併行して進めていくことになります。

配慮書は、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階におきまして、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書でございます。

都市計画の手続きにつきましては、配慮書の公表と併せて、構想段階評価書を公表いたしました。都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な評価を実施しまして、その結果をまとめたものとなっております。

5ページでございますが、配慮書手続きの流れについて詳しくご説明いたします。

中央にオレンジ色で都市計画決定権者千葉県知事とございますが、1月16日に配慮書を公表いたしました。併せて、1月16日から2月20日まで図書の縦覧を行っております。

なお、配慮書手続きにおいては、法律で説明会の開催は規定されてはおりませんが、可能な限り丁寧な説明を行いたいと考えておりまして、図書の縦覧期間中に、赤字で書いておりますが、図書の内容等をパネルにして、説明するオープンハウスを開催いたします。

配慮書の内容については、国、千葉県知事、関係市長、住民へ意見を求めます。住民につきましては、環境の保全の見地から意見がある場合、2月20日までに、県へ意見書を提出することができることとなっております。

関係市である市川市につきましても、1月16日付で県より意見照会させていただいております。3月26日までに県に回答いただく流れとなっております。

これらの意見をいただきまして、その後、知事は、住民や国、県、関係市長の意見を踏まえルート帯を決定し、次の方法書の手続きに進んでいく流れでございます。

6ページをお開きください。今回の配慮書の構成について、ご説明いたします。

第1章から第4章で構成しておりまして、第1章につきましては、都市計画決定権者（千葉県）の名称、第2章につきましては、先ほどご説明した事業の目的、手続きに至る検討経緯、ルート設定の考え方を記載しております。

第3章は、事業実施想定区域及びその周囲における概況といたしまして、主務省令などの項目に従って構想段階の検討を行うために必要な事業特性や地域特性を把握した結果とな

っております。

なお、配慮書でございますので、概況の把握につきましては、既存資料の収集によって実施したものとなっております。

第4章は、調査・予測・評価の結果で、供用後を対象として事業特性や地域特性を踏まえて、構想段階において、重大な影響のおそれがある環境要素を選定し、予測・評価を行った結果となっております。

供用後を対象としておりますのは、まだ構想段階でございますので、工事中の影響を検討するための、例えば建設機械の稼働ですとか、工事の施工ヤードの設置に関するような計画の決定までの熟度に達していないということで、供用後を対象としております。

これらの評価の結果で回避が困難、必ずしも十分に低減されない環境影響につきましては、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行いまして、必要に応じて適切な環境保全措置を検討することとなります。

7ページですが、配慮書における位置、ルート案の設定の考え方についてご説明いたします。

ルート案は、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能で、社会的影響や自然環境等に与える影響などを踏まえて、現実的に実現可能なルート案を設定いたしました。

北千葉道路につきましては、事業目的を達成させるために、市川市から船橋市間の専用部4車線約15キロメートルと、市川市から鎌ヶ谷市間の一般部4車線約9キロメートルを一体的に整備を進める計画となっております。

先ほどからご説明しておりますが、市川市から船橋市間につきましては、昭和44年に既に都市計画が決定されておまして、それから50年近く経過しており、現在の都市計画決定区域に基づいて、土地区画整理事業や交差する鉄道事業などが計画・整備されております。

また、鎌ヶ谷市から船橋市間などでは、周辺に海上自衛隊の航空基地や、船橋市には鳥獣保護区が位置していること、また、一般部は既に整備済みで、専用部につきましても、鎌ヶ谷市以東につきましては事業予定地も既に確保されております。

これらのことから、本事業のルート案につきましては事業目的が達成可能で、かつ、社会的影響や自然環境等に与える影響などを踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外を設定するというのは現実的ではないということから、今回のルート案は、都市計画決定区域を基本としたルート案としまして、複数案を設定しないということにしております。

詳しく位置を説明させていただきますと、外環道と接続する位置が市川市の堀之内地先となっております。武蔵野線の東松戸駅の南側を抜けまして、北総線の大町駅の北側を抜けて鎌ヶ谷市方向に抜ける区域が現行の都市計画決定区域の位置であります。

8ページをお願いいたします。

地域特性を把握する範囲となる事業実施想定区域及びその周囲についてご説明いたします。

現行の都市計画決定区域を基本として、現時点では、道路の構造や幅員はまだ決まっていないことから、赤い丸で示した範囲を設定いたしました。

対象自治体は、図面左側から市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、船橋市の6市となっております。

その周囲の自治体として、図面右側の八千代市、印西市の2市が対象となっております。

次に、配慮書における配慮事項に係る「予測及び評価結果」についてご説明いたします。

9ページは予測評価をした結果、10ページはそれらの配慮事項を図面に落とした結果となっております。

配慮事項につきましては、先ほど、図書の構成においてご説明いたしましたとおり、事業特性、地域特性を勘案して、構想段階において、重大な影響のおそれがある環境要素といたしまして、上から「大気質」、「騒音」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」の6項目を今回選定しております。

評価の結果は記載のとおりでございますが、まず「大気質」・「騒音」については、市川市から鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市から船橋市間のいずれの区間におきましても、一部が市街地を通過することから、大気質や騒音に影響を与える可能性があるという評価をしております。

「動物」については、市川市から鎌ヶ谷市間におきまして、タガメ・ゲンジボタルの一部の生息域を通過することから、影響を与える可能性があるという評価をしております。

なお、鎌ヶ谷市から船橋市間は、先ほどから何回か説明しておりますが、整備済の一般部の内側に今回専用部を整備する計画でありますので、影響を与える可能性は小さいものと評価しております。以後、「動物」以外の「植物」、「生態系」、「景観」につきましても鎌ヶ谷市から船橋市間は同様の評価をしております。

次に「植物」・「生態系」については、重要な種の生息域やまとまって存在する自然環境を回避していることで、影響を与える可能性は小さいと評価しております。

最後、「景観」につきましては、主要な景観資源の一つである市川市の大町周辺の森を通過する計画でありますので、影響を与える可能性があるという評価としております。

10ページには、これらの影響を与える可能性がある箇所を明示しております。

配慮書における評価結果というのは、計画段階、概ねのルートや基本的な構造等の検討段階における評価結果でありますので、今後、具体的な道路構造を決定する段階で、できる限り周辺の住居等の保全対象や重要な動物、植物等の生息地や生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に配慮して今後計画してまいります。

なお、各検討対象につきまして、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合につきましては、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行いまして、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいりたいと考えております。

11ページをお開きください。配慮書手続きと併行して進めます構想段階評価書手続きの流れをご説明いたします。

配慮書と同様に1月16日に図書を公表して、2月20日まで縦覧を行います。

こちらについては、関係市長及び住民などの意見を求めまして、住民の方などは都市計画上の見地から、意見がある場合2月20日まで意見書を提出いただく形になっております。

知事は、住民や関係市長の意見を踏まえて、環境アセスの手続きのルート帯の決定と併せまして、一体的に都市計画の概略の案の決定をしていくという形でございます。

12ページをお開きください。構想段階評価書の構成については、第1章から第5章で構成されておまして、第1章は、都市計画決定権者の名称。

こちらは都市計画上の手続きとなりますので、第2章は、都市計画区域マスタープランなどの上位計画との適合性などを整理しております。

第3章につきましては、配慮書手続きと一体的に行う手続きになりますので、配慮書から基本的には引用しております。

第4章は、環境影響の分野は配慮書から引用しておまして、第5章で、構想段階における影響を評価しております。

13ページは、構想段階評価書における「評価項目及び評価結果」を記載しております。

こちらにつきましては、事業特性や地域特性を勘案しまして、下記の5項目を設定しております。

都市計画決定済みということもございますので、概ね整合が図られているという評価になっております。

最後、一番下に「良好な都市環境の保持」の評価分野で、「農業的土地利用への影響」を評価しておりますが、こちらについては市川市の大町地区を通過しますので、一団の農地を通過することから、農業的土地利用への影響は少なからずあるものと評価しております。

14ページは図面となっております。

農業への影響につきましては、今後の手続きの中で検討してまいりたいと考えております。

最後の15ページでは、参考に縦覧している図書の内容や、縦覧場所、期間、意見書の提出先について記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

平原会長

これで全部の説明ですか、資料番号の1-2と1-3の説明はありますか。

千葉県道路計画課主査

資料番号1-2と1-3は、配慮書及び評価書を要約したものとなっております。こちらに関しましても沿線市の縦覧場所にてご覧いただけます。

平原会長

わかりました。質問がある方は挙手をお願いいたします。

後藤委員

資料1の9ページの上の方に「大気質」、「騒音」とあるが、「振動」は評価をしていないのでしょうか。振動規制法がありますのでお伺いします。

千葉県道路計画課主査

配慮書の段階では選定しておりません。まだ、構造について、高架構造や掘割構造の範囲などが決まっていないため、今回は選定しておりません。

今後、方法書の段階では入ってくる予定です。

平原会長

他にご質問ありますか。

石原委員

委員の石原です。3つ質問させてください。

7ページのルート案設定の考え方について、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を選定しないということは、もう変更が無くどこを通るかはっきり決まっているのですか。明確なルートや、どこの交差点とぶつかってどこが買収対象になるのか分かっているのでしたら、このような機会にもう少し細かい地図でどこを通るのか、我々に分かるようにしていただきたい。住民の方もこの大まかな地図だとどこを通るのか分からないので、できたら詳細な資料をいただきたいと思っております。

次に、資料1-2の第3章の「植物」のところに国府台、真間山が、「生態系」のところで、じゅん菜池など北千葉道路のルートと関係ない、かなり離れたところのことがたくさん書いてある。最後の評価では影響が少ないとなっているが、もう少し整理して欲しい。なぜルートと関係ないところが出てくるのか、理由を教えてください。

もう一つはオープンハウスをやっていくとあるが、4日に大町会館、5日に曾谷公民館とあり、私も行こうと思うが、ここではどんな設営をして、どのような住民対応をしていくのか教えていただきたい。そこで出た意見は、どのようにまとめられて市議会や審議会などで公表していくのか、教えていただきたい。

平原会長

千葉県より回答をお願いいたします。

千葉県道路計画課主査

具体的なルートですが、現行の昭和44年に都市計画決定された区域については各市の都市計画課で2500分の1の図書で確認できますが、ただ、昭和44年に都市計画決定されているが、道路の基準は今と異なります。例えば、当時、自転車は歩道を走りました

が、現在は車道を走るようになり、単純に車道を走ると危ないため自転車道にするようになっています。また、当時は一般道路のみでしたが、現在は中央に自動車専用道路も設けることで幅員構成の見直しをしているところです。

今後、準備書という手続きがございますが、その手続きに入りますと、新しい都市計画決定区域をこうしたいという図面をお示し出来ると思います。

今の段階で幅員や線形が正式に決まっていない段階ですので図面を提示しますと、自分の家が線にかかっていないのもう大丈夫だとか誤解を生んでしまっはいけないため、このような図面で示しています。今後検討していく中で、検討の熟度を高めてまいります。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況ということで、今考えられているルート案から離れたところの記載ばかりだということですが、今回の手続きではルートが大きく変わる可能性がある段階のため、パワーポイントの8ページ、事業実施想定区域及びその周囲で、この図面の中にどういった動植物がいて、どういった保全をしなければならないのかといったものを把握した結果です。この把握した結果の中に、赤い線を落としたところ、その赤い線上はこういうものがあるというのが、第4章以降で評価した結果となっております。

次にオープンハウスですが、公表させていただいている図書や今までの検討状況の経緯や検討している構造をパネルにして展示してまいります。担当のスタッフは、県又は沿線市の職員が6、7名で、住民の方から質問があればスタッフが説明し、意見があれば意見書を提出することもできます。今回は、法律に基づく手続きになりますので、図書に対する意見については意見書の提出をお願いしてまいります。

前回の7月から8月にかけてのオープンハウスは、まだ手続きに入る前なので、それまでの検討の状況といったものをパネル展示してご説明いたしました。

今回新聞折込みした北千葉道路だより第3号の裏面に皆様からいただいたご意見を掲載しています。

ただ、住民から意見をいただくだけではなく、他の人がどのような意見を持っているのかということを知ることも重要と考えており、どのような意見をいただいたのかは、今後も住民に返していきたい。

平原会長

よろしいでしょうか。

石原委員

ルート案についてはこれから検討して示してください。8ページの真間山の森と書いてあるが、真間山は入っていないのでかなり広範囲なことが書いてあると思います。

オープンハウスについては、我々も意見を知りたい。審議会や委員会、そういうところには、きちんとまとめたものをお知らせいただきたい。ありがとうございました。

平原会長

では他の方。

高坂委員

8ページの調査予測及び評価結果の「動物」では、タガメとかゲンジボタルがいて「動物」に影響を与える可能性がある。「生態系」では可能性が小さい。「大気質」等でも影響を与える可能性があると書いてある。「植物」や「生態系」では影響が小さいのは生息地を回避しているためとあるが、よく分からない。何故このようになるのか。

それからもう一つ、計画段階環境配慮書ともう一つ構想段階評価書の本はあるということですが、私たちは貰ってない。これは私たちは貰えるのですか。買おうと思えばあるのですか。以上です。

千葉県道路計画課主査

図書についてですが、今回、要約版を配っていますが、本編については、インターネット上で公表しております。

各市でも縦覧をしていただいているので、そこに行っていただくと、図書を製本したものが置いてありますのでご覧いただけます。

また、配慮書の段階では、既存の文献調査結果からこのような結果となっており、今後方法書以降の手続きにおいて、現地の調査を行い、貴重な植物や動物等が生息などしているのが確認されましたら、それについて検討していきますので、現段階では可能性がないという評価ではなく、小さいという評価をさせていただいて、今後調査をした結果に応じて適切に対応してまいります。

配慮書の段階では、現地調査の結果ではなく、文献調査の結果から作成しているもので、このような小さい等の評価となっております。

平原会長

他の委員で質問があれば挙手をお願いします。特にないようでしたら次に移ります。ありがとうございました。

次の、北千葉道路の計画段階環境配慮書についての市川市意見（案）を、市川市の交通計画課からお願いいたします。

市川市交通計画課長

それでは、交通計画課から、計画段階環境配慮書への本市意見（案）についてご説明いたします。

先ほど千葉県の説明の中にございましたとおり、北千葉道路は本市から鎌ヶ谷市までの約9キロメートルが未事業化区間となっております。

この道路の早期整備につきましては、本市を含む沿線7市が北千葉道路建設促進期成同盟を組織して、千葉県と共に、国に、直轄管理区間として早期事業化などを要望しており

ます。

昨年の6月にも、森田知事と、沿線市の市長が石井国土交通大臣に直接要望を行い、沿線地域の慢性的な渋滞の解消や、成田空港までの所要時間の短縮による国際競争力の強化など、北千葉道路の必要性和緊急性についてお伝えしております。

これまでの要望を受け、このたび、事業着手に向けた環境影響評価法、通称環境アセスメント法と都市計画法に基づく構想段階の手續きに着手することとなりました。

お手元の資料1-4をご覧ください。

これは、環境アセスメントと都市計画変更手續きの流れを示した資料でございます。

左上の水色の枠の中をご覧ください。まず、今回の構想段階の手續きの目的といたしましては、「早期の段階から住民の皆様の意見の反映を図り、計画への理解や合意形成を促進することなど」としてしております。アセスメント法におきましても「方法書の作成前の手續」として規定されております。

今回は、千葉県が、環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果を「計画段階環境配慮書」として取りまとめ、1月16日から公表し、2月20日までの間、市民意見を受け付けております。

また、同日付けで、本市に千葉県知事から、配慮書についての意見照会が来ておりますので、本日、後程、本市意見案について、ご説明させていただきます。

今回の「計画段階環境配慮書」についての手續きの後は、今回提出される意見を反映し、千葉県が方法書以降の手續きに進むこととなりますので、各段階におきましても、本審議会のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

また、今回の環境アセスメント手續きに並行して、資料の右側、「都市計画変更手續き」につきましても、都市計画審議会のご意見を伺いながら進めてまいります。

資料1-5をご覧ください。

今回の配慮書への本市意見案について、ご説明させていただきます。

本市意見案のとりまとめに際しましては、庁内の関係各課から意見を聴取しましたところ、ルートの設定につきましては、現行の都市計画決定区域に基づき、土地区画整理事業や鉄道事業などが計画、整備されていることなどから、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とすることで、適切と考えております。

また、調査、予測及び評価につきましては、「大気質」及び「騒音」については、市街地を通過すること、「動物」については、タガメやゲンジボタルの生息地を通過すること、「景観」については、大町の森を通過することから、それぞれ影響があるとの結果であり、今後の環境影響評価の中で、必要に応じて適切な環境保全措置を検討することとなっており、適切と考えております。

このことから、「計画段階環境配慮書」につきまして、本市としては「意見ありません」といたしました。

しかし、今後の手續きを適切に進めていただくために、配慮していただきたい事項として、一点目として「保全対象への影響回避低減の検討」と「大町地域の住民等への周知」、

二点目として「方法書以降の『予測地点の適切な選定』、『市川市環境保全条例の遵守』」、  
三点目として「周辺環境の変化など知見の集積に努めた適切な環境影響評価の実施」を付  
して、千葉県に回答したいと考えております。以上でございます。

平原会長

それでは今のことに关しまして、ご意見のある方、質問のある方挙手をお願いします。

石原委員

回答書の1段落目の2行目に「意見ありません」と書いてあるが、「なお、以下の点につ  
いて十分配慮するように」というのは意見だと思うが、どのような考え方で整理されてい  
るのか、これこそ意見ではないのか。

交通計画課長

今回の配慮書で示されているものにつきましては、配慮する事項が全て明記されていま  
す。ただし、今後現地調査など詳細な調査をするなかで、次の手続き以降のことについて  
は配慮していただきたいという市川市の意思を明記したものでございます。

平原会長

他にご意見やご質問があればお願いします。

それでは特にないようですので、これで環境アセスメントに関しては詳しいことはまだ  
出ていませんが、市長に意見を反映して欲しいということですが、3月26日まで市長意  
見に反映できるという日程になっております。個人の意見書も2月20日まで出せますの  
で、それを使っていただきたいと思います。

では、交通計画課長ありがとうございました。

次に、報告事項（2）市川市の戦略的環境学習については、環境政策課長より説明をお  
願いします。

環境政策課長

私どもからは、平成28年度から実施しております、市川市の「戦略的環境学習」につい  
て報告いたします。恐れ入りますが、お手元の本日配布しました資料2-2をお願いします。

前回の審議会におきまして、私どもの「第二次市川市環境基本計画」の中間見直しを報告  
させていただきましたが、この環境基本計画における施策の分野の一つとしましてこの「環  
境学習の推進」がございます。

この「環境学習の推進」は、地球温暖化対策についての実施計画であります、「市川市地  
球温暖化対策実行計画（区域施策編）」におきましても、施策の方向の一つとして示されて  
おります。

このように「環境学習の推進」は、これからの低炭素で持続可能なまちづくりを目指して  
いく上で、重要な取り組みの一つと言えます。

ここで、平成28年度上半期に実施しました、二つのeモニターアンケート調査結果をご

紹介いたします。資料の右側をご覧ください。

一つは地球温暖化問題への関心度、もう一つはエコライフ実践率でございます。

この二つのアンケート結果から、40歳代以下は他の世代と比較して、地球温暖化問題への関心度が低く、エコライフ実践率も低い結果となっていることが分かりました。

一般的に30歳未満は、社会人として歩み始めた段階で学生時代と比較して時間が拘束される一方、いろいろなことに興味、関心を抱いている世代でございます。

また、30歳代から40歳代は、他の世代と比較しまして、子育て世代でありまして、日々忙しい時間を過ごされていることと思います。

そこで、地球温暖化対策を進めていくためには、この30歳代から40歳代の環境配慮意識を向上させることが重要であり、そのための効果的、効率的な啓発を行うことが必要でございます。

資料の左側の「戦略的な環境学習」のイメージ図をご覧ください。

三つ子の魂百までではありませんが、子どもたちを啓発のターゲットといたしまして捉え、子どもたちへの継続的な啓発効果は勿論のこと、子どもたちが自宅に戻り、学んだことをご家族の方に伝えることによる効果を期待して実施するものであります。

これこそが、今回の「戦略的環境学習」の狙いでございます。

そして、学習テーマは二つ、保育園児を対象とした地球温暖化問題に係るユニークな環境紙芝居の読み聞かせ、もう一つは小学校4年生を対象とした「地球温暖化とは何か」、また、「地球温暖化を防止するために自分ができること」など、自らの生活を見直す環境学習プログラム「未来ノート」を活用した授業の実施でございます。

先ず、ファーストステージといたしまして、市の職員による読み聞かせと授業を実施しまして、その効果等をアンケートで検証し、改善を図ってまいりました。

しかしながら、私ども環境政策課職員だけでは啓発の実施規模に限界がございます。

そこで、セカンドステージとしまして、新たに講師役としまして、環境紙芝居では環境活動推進員が、一方、未来ノートにおきましては千葉商科大学の学生が行うことにより、事業の拡大を図ってきたところでございます。

また、地元の大学生を講師役とすることにつきましては、大学生の環境配慮意識の向上にも繋がり、環境に配慮できる社会人の育成にも役立つものと考えております。

なお、この「未来ノート」による大学との連携した取り組みは、次世代に向けた優れた取り組みを表彰する「低炭素杯2018」の優良賞に選ばれております。

では、この二つの啓発事業につきまして、実際の読み聞かせや授業風景を映像でご紹介しながら、パワーポイントを利用して担当者からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

#### 環境政策課管理・調整グループ主幹

それでは、このあと、パワーポイントを使いますので、お席のご移動をお願いいたします。

#### 環境政策課低炭素グループ職員

私からは、市川市の戦略的環境学習の主な事業についてご説明させていただきます。

よろしくお願いたします。

本日ご説明させていただく事業はこちらの二つ、『環境紙芝居』の読み聞かせ」と『未来ノート』を活用した授業』についてです。

まず、『環境紙芝居』の読み聞かせ』についてご説明いたします。

こちらの事業は、平成28年度から保育園年長児を対象にスタートいたしました。

読み聞かせで使用する紙芝居は、ストーリーからイラスト、シナリオまで環境政策課職員によるオリジナルの作品となっております。季節に合わせた内容で作成しております。「お花見」や「ハロウィン」、「クリスマス」といった、子どもたちが楽しみにしている季節のイベントを舞台として、環境にやさしい生活について楽しく分かりやすく園児に伝えるような内容となっております。

この読み聞かせは、市内に21園ございます公立の保育園で行っておりますが、その全ての園に職員が直接出向いて読み聞かせを行うのではなく、各園の保育士に読み聞かせをしていただけるよう、こども施設運営課と連携を図りながら実施しております。

その中で、毎回2、3園につきましては、市民との連携ということで、市民目線での啓発にご協力をいただいている環境活動推進員が読み聞かせを行っております。

ここで一つ作品をご紹介します。

こちらは、今年の12月に読み聞かせを行った際の作品です。タイトルは「りゅうた君のクリスマス」ということで、クリスマスにちなんだ作品となっております。ストーリーといたしましては、プレゼントを渡しにやってきたサンタさんが、暖房をつけたまま寝てしまっている男の子を発見します。そこで、冬場の環境にやさしい過ごし方について教え、その生活を今後心がけることを約束し、プレゼントを渡すというストーリーとなっております。

それでは、実際の読み聞かせの様子をご覧ください。

こちらの映像は、今年の12月18日に菅野保育園で読み聞かせを行った際のものです。それではご覧ください。

～ビデオ～（1分50秒）

こちら、前で読み聞かせをしている方が、環境活動推進員となっております。

映像は以上になります。

このように、プロジェクターで紙芝居を投影することで、子どもたちは興味津々に聞き入っております。読み聞かせの後に紙芝居に出てくる環境にやさしい生活についての質問をするのですが、毎回、園児からは元気に答えが返ってくるような状況となっております。

こちらは、417名の保護者に対してアンケートを行った結果です。

「園児の日頃の生活に『もったいない』を意識した行動の変化があったか。」の問いに対しては、「変化があった」「少し変化があった」で56%で過半数を超える数値となり、「読み聞かせは、家族全員で『もったいない』ことをしないという行動・意識を持つことに役立ったか。」の問いに対しては、「役立った」「少し役立った」で85%となったことから、園児に対して、また、保護者に対しても一定の啓発効果があったものと考えております。

また、『電気のつけっぱなしはもったいない』と子どもが言っていました。」「節水について家族みんなで考えることができました。」といったような感想をいただいております。

続きまして、『未来ノート』を活用した授業』についてご説明させていただきます。

まず、未来ノートについてです。こちらは、小学4年生を対象とした環境学習の教材で、市民、事業者、市の三者で組織されている「市川市地球温暖化対策推進協議会」と連携をして作成いたしました。

未来ノートのキーワードは、「自ら考え、実践して学ぶ」ということで、気付きを促すような構成となっております。お手元に配布させていただいている未来ノートを一枚めくっていただき、目次をご覧ください。大きな見出しとして「調べてみよう!」「振り返ってみよう!」「チャレンジしよう!」とございますように、家庭学習を中心としたプログラムとなっております。

平成28年度は、職員が講師として出向き、4校14クラスで授業を実施。平成29年度は、7校24クラスで授業を実施いたしました。平成29年度につきましては、千葉商科大学の学生に講師になっていただいております。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

まずは、「小学校での出前授業」の流れをご説明させていただきます。

先ほど、未来ノートは、家庭学習を中心としたプログラムと申し上げましたが、子どもたちに家庭で取り組んでもらう期間は、②のチャレンジ期間に該当します。夏休みとして設定をしております、その前後で前期授業、後期授業といたしまして教室に出向いて授業を実施しております。

それでは、順を追ってご説明いたします。

まず①の前期授業です。こちらは、夏休み前の6月下旬から7月上旬に行っております。未来ノートの1ページ、2ページに該当するところになります。前期授業は、地球温暖化の原因や影響等の解説、また、3ページ以降になります、夏休み期間に家庭で取り組んでいただく課題についての説明を行っております。

続いて②のチャレンジ期間です。こちらは夏休み中に家庭で取り組んでもらうことになります。3ページ以降の家電製品やごみ、環境ラベル等の調べ学習の他、6ページにございます、環境にやさしい生活の項目について、実際に家庭で取り組んでもらうことになります。

そして、その取り組み結果を③夏休み明け9月の後期授業の中で、子どもたちに発表をしてもらい、地球温暖化対策として、自分たちには何ができるのかというような気付きを促します。

実際に教室に出向いての授業は後期授業で終わりになりますが、その後の環境学習につきましても市では継続的にサポートをしております。具体的に申し上げますと④通知表の交付と⑤チャレンジ宣言の交付です。

こちらは、次のスライドを使ってご説明いたします。

まず、左の通知表をご覧ください。通知表では、7ページにございますグラフの個人の取り組み結果を学年全体の結果と比較、また夏休みの前後で自身の生活がどのくらい変化したのかということ「見える化」してフィードバックいたします。

続いて、右側のチャレンジ宣言です。こちらは、「これだけは、これからも絶対に守るぞ」、というような取り組みを、後期の授業が終わったタイミングで3つ記入してもらいます。こちらを環境政策課で保管をして、学年が変わるタイミングで子どもたち一人ひとりに返却いたします。子どもたちには、自分が宣言した地球にやさしい行動を取り組み続けることが

できているか、そういったことを各自で振り返ってもらうことを目的としています。

続いて、先ほど申し上げました、講師を大学生に行ってもらうための取り組み「環境学習講師人材育成研修」についてご説明いたします。これは、包括協定を結んでいる千葉商科大学と連携をして実施しております。スケジュールは、スライドにございますとおり、半年近くの期間に渡って行っておりまして、基礎知識である地球温暖化問題のメカニズムや市川市の取り組みについて、また、小学校での授業の進め方について市の職員が学生に対して解説を行っております。教壇に立った経験が無い学生も多くいることから、第3回、4回、6回にございますように、本番を想定した模擬授業を学生には実演してもらい、人前に立つことへの慣れや、特に子どもとのやり取りの指導を行っております。

それでは、研修を受けた学生が実際に小学校で授業を行っている映像をご覧いただきたいと思います。

～ビデオ～（1分20秒）

映像は以上になります。

このように、子どもたちとやり取りをしながら、精一杯学生が講師を務めてくれております。

こちらは、授業を受け入れてくださった担任の先生方に対し、子どもたちの理解度、関心度についてアンケートを行った結果となっております。

地球温暖化の原因につきましては、「理解できた」「少し理解できた」が96%、地球温暖化対策として自分たちができることは「理解できた」「少し理解できた」が100%、地球温暖化問題の関心につきましては「関心を持った」「少し関心を持った」で92%となっておりますことから、子どもたちに対して、有効な啓発が行えたものと考えております。

続きまして、こちらは百合台小学校にご協力をいただきまして、保護者からの感想をいただいで、抜粋したものになります。

一番上でございます、

- ・地球に良い生活を心掛けて生活していけたらすごいなと思いました。私も参考にしたいと思います。

と言うような感想をいただいております。このことから、子どもへの啓発はもちろんではございますが、子どもたちを通じて保護者に対しても啓発が行えたものと考えております。

最後に課題でございます。

まず環境紙芝居の読み聞かせにつきましては、二点ございます。一点目は、読み手の技術の向上です。

今後、様々な機会に紙芝居を啓発のツールとして活用していきたいと考えておりまして、そこでは、環境活動推進員が中心になっていただくことを考えております。

そこで、子どもに分かりやすく伝える技術や、子どもを楽しませる技術をより向上させていくことが、重要であると考えております。

二点目は、啓発対象者の拡大です。現在、読み聞かせを行っているのは、公立の保育園21園で行っておりますが、今後は、私立の保育園や幼稚園等にも拡大していきたいと考えております。

次に、未来ノートを活用した授業についてですが、市内全39の小学校で授業を実施する

方法を現在模索しているところであります。

平成28年度、29年度で授業が実施できた学校の数は、9校となっております。

全39校で実施するために、夏の時期に集中して授業を行うのではなく、年間を通して授業を行うことや、現在は講師を千葉商科大学の学生にお願いしているところではございますが、これを今後他の大学にも対象を広げるといったことを検討して行きたいと考えております。

なお、環境政策課長より冒頭の話しでもございましたが、未来ノートを活用した出前授業につきましても、授業プログラムや大学との連携等が評価され、優れた地球温暖化対策の取り組みを表彰する「低炭素杯2018」において、優良賞を受賞いたしました。昨年度の報告では、全国各地から951の応募があり、そのうち26の団体が優秀賞、次点として49の団体が優良賞を受賞しております。

高く評価されたこの取り組みを、今後も戦略的環境学習の柱として展開していきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

ご清聴ありがとうございました。

#### 環境政策課管理・調整グループ主幹

説明が終わりましたので、会長、副会長は、元のお席にお戻りください。

#### 環境政策課長

報告は以上であります。

#### 平原会長

説明が終わりましたので、今の説明について、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

#### 後藤委員

環境学習ということで、確かによく分かりますが、地球温暖化対策の立派な教育をしようということですが、生物がまったく入っていません。あくまでも、地球温暖化イコール地球にやさしいという話をしているが、その後発展することはないのでしょうか。

静的な動きよりも、動的に、例えば生物を見せたりですとか、そういう方向で行うともっと子どもたちは興味を持つと思いました。

もう一つ、学生が行っている授業の映像の中で、地球温暖化で問題になるのは「植物」、と言っていました。当然植物だけではありません。動物もありますし、俗に言われている珊瑚の白化現象もあります。地球温暖化イコール植物というのは、どうかなと感じました。以上です。

#### 環境政策課長

二つの質問にお答えします。申し訳ございませんが、生物について、私どもは環境政策課ですので、所掌事務上地球温暖化対策を推進するというところで取り組んでおります。一方私

ども環境部の中には、自然環境課がございますので、その中で子どもを対象とした勉強会ですとか、観察会を実施しているところがございます。そういったところを、環境部内で今後どういう形で啓発活動を広げていくか、それについては検討していきたいと思っております。

未来ノートの中の珊瑚の問題等につきましては、今後学校の理科の先生や協議会の方々など、いろいろな方に相談、検討しながらより良いものにしていきたいと思っております。回答は以上でございます。

平原会長

他にご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

石原委員

非常に良い取り組みであると、私は評価したいと思います。後藤先生のおっしゃることもそのとおりですけれども。

まず、この取り組み、戦略的環境学習の戦略的ということに、どういう意味を込めていらっしゃるのか。今までも環境学習をやってきていて、環境 ISO も学校が長年取り組んできていて、これは終わったのですが、この戦略的ということに、これから環境政策課の取り組みの意図はあるのかとか、そこを教えていただいて、これからの期待をさせていただきたいと思っておりますので、ご説明ください。

環境政策課低炭素戦略グループ主幹

それでは、お答えさせていただきます。私ども今まで環境学習を継続してまいりました。それで、今回、世代ごとにどのぐらい環境配慮意識があるのか等、調査いたしまして、実施対象をしっかりと定めて、そこに適した啓発を行うことが非常に良いのではないかと考えております。

それと合わせて、私どもだけが啓発するのではなくて、もっと地域ですとか、大学生を含めて、大学生に教壇に立って、啓発をしてもらい、その大学生が社会に出て環境に配慮できる社会人になると、そのような事も全部含めて、戦略的に地域全体として環境配慮意識を上げるという事で、そのような意味を込めた名称を付けさせていただきました。以上でございます。

平原会長

それでは、他にはどうでしょうか。

小倉委員

少し気になるところを指摘させていただきます。後ろの未来ノートはかなり気を付けて書かれているのですが、紙芝居の中で言われていることも、子どもがずっとそれを覚えてしまうと思うので、気を付けていただいた方が良いと思います。

まず、一点目は少し難しいかもしれませんが、暖房をつけっぱなしで寝ないようにしようという書いてありますが、ヒートポンプエアコンは、冷房もそうですが、ある程度温度を一定

に保っていた方が実は省エネになることが結構多いです。最近の異常気象的な気温変化の中では生命の危険もありますので、未来ノートにはそのあたりは暖房の設定温度を低くしましょうとしか書いていません。こちらはこれで良いと思います。ですから、暖房だったら低め、冷房だったら高めに気を付けるという事であればいいのですが、切るというように断言するのは良くないと思います。

一方、電気を消しましょうと言っているのは照明のことだと思いますが、照明を消しましょうと言う表現は良いと思いますが、言葉として電気を消しましょうと言うことは、例えば先のエアコンの暖房等も電気で稼働していますのでそれらへのエネルギーである電気を切ることになります。照明を消しましょう、難しかったら明かりを消しましょう、ということにしないと、子どもは大人になっても間違っ言うかもしれませんので、未来ノートと合うように気を付けていただければと思います。

環境政策課課長

ご意見ありがとうございます。

温度設定の話と照明の関係につきましては、今後の環境紙芝居の方で見直しをしていきたいと思います。ありがとうございます。

平原会長

他は何かございますでしょうか。では、ご意見はないようですので、これで本日の議事はすべて終わりました。他に何か全体を通してご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。では、これをもちまして、本日の市川市環境審議会を閉会いたします。

環境政策課管理・調整グループ主幹

お疲れさまでございました。ここから事務連絡をさせていただきます。次回の環境審議会の日程でございますが、現在のところまだ未定でございます。日程が決まり次第、ご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

また、今後の予定といたしましては、市川市クリーンセンターの建設の関係や江戸川清掃工場の環境影響評価などの議題が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

平成 年 月 日 ( )

市川市環境審議会 会長

㊟